

一般社団法人 埼玉県病院薬剤師会

2024年度 臨時総会

開催日時：2025年3月18日（火）午後6時30分より

開催方法：WEB 開催

次 第

1. 会長演述 町田 充（さいたま赤十字病院）
2. 議長の選出
3. 議事
 - (1) 第1号議案 2025年度事業計画 承認の件
 - (2) 第2号議案 2025年度予算 承認の件
 - (3) 第3号議案 埼玉県薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度
実施要綱改正と実施要綱細則 承認の件
 - (4) 第4号議案 日病薬報告
第69回通常総会
第70回臨時総会
 - (5) その他
4. 閉会の辞 多田幸子（獨協医科大学埼玉医療センター）

第1号議案 2025年度事業計画（案）

2025年度事業計画（案）

【Ⅰ. 事業活動基本方針】

埼玉県民への正しいくすりの知識などの普及啓発活動および薬剤師を目指す学生への教育環境整備のための支援を行う。また薬学に係る業務・調査・研究および医薬品に係る情報提供等の実施により、会員および県内すべての薬剤師の知識と意識の向上を実現するため、研修会および講演会等を提供実施する。「チーム医療への参画と在宅医療への貢献」という観点をふまえ患者の立場に立った医療への貢献を図る。

そのために各委員会・部会の更なる活動を目指し「魅力ある埼玉県病院薬剤師会」の実現のために、さまざまな事業を企画実施・継続する。

【Ⅱ. 重点項目】

「魅力ある病院薬剤師会」の継続

【Ⅲ. 事業計画】

1. 埼玉県民へ見える病院薬剤師会の貢献

- ① 個々の県民が参加できる講演会の複数開催
- ② その他、県民へ貢献できる事業実施
 - ・ ホームページ等の SNS を利用した薬相談の実施

・ 各種団体や地域町内会等からの出前講座復活のための担当委員会を提示

2. 会員および県内薬剤師、薬学生、薬事関連事業者への知識と意識の向上

① 医薬品の最新情報の提供

病院薬学研修会、ネットカンファレンス、地域ブロック研修会、スキルアップ研修会、学術大会、新任薬剤師研修会等で新しい医薬品を含めた情報提供、適正使用などの知識の普及啓発を行う。

② 医療の質と安全の実現

薬剤師の専門性を踏まえ知識や実践力等の向上を目指し、臨床業務実践講座「糖尿病」、感染制御研修会、抗がん剤研修会（集中講義を含む）、輸液・抗がん剤調製実技研修会、埼玉緩和薬物療法研修会、精神科領域臨床研修会、精神科薬物療法研修会、妊婦授乳婦・小児科領域研修会、輸液・栄養管理研修会、医療の質・安全管理研修会、その他会員の要望に沿った特別な研修会

などを行う。

③ チーム医療の推進

近年の厚労省医政局長通知にある具体的項目を実施する手助けとなるよう各種研修会のテーマの中で服薬指導、処方支援、フィジカルアセスメント等を取り入れる。

④ 生涯教育の充実

薬剤師向けの研修会は生涯研修センターの担当委員会で企画・運営・評価を行い、研修単位の付与および認定薬剤師の認証を行う。また、日本病院薬剤師会薬学認定薬剤師制度に参画する。さらに、他領域との合同研修会を開催する。加えて、埼玉県内薬剤師を対象とした生涯研修に努める。

⑤ 薬学生教育の支援

実習施設の確保や拡大を目的とした、認定実務実習指導薬剤師の養成ワークショップの開催並びに認定実務実習指導薬剤師の資質向上を目的としたアドバンスドワークショップを開催し、病院薬学実習における質の向上を行う。加えて、「臨床における実務実習に関するガイドライン～薬学教育モデル・コア・カリキュラム対応～」に沿った実習体制の構築に努める。

⑥ 薬事関連事業者への支援

薬事関連事業者が医療制度の変革や技術進歩を薬事研修会で学ぶことで医療関係者との問題点の共有を図ることが重要であり、より大きな患者貢献が期待される。

3. その他

① 委員会運営の再構築

- ・ 各委員会・部会に埼玉県薬剤師会会員の同席を検討。また、新委員の増員として主に若手（Z世代含む）や女性の登用を検討。

② 埼玉県内の各種関連団体との協力

- ・ 埼玉県薬剤師会や埼玉県薬事団体連合会、埼玉県行政との連携を強化
- ・ 埼玉県薬剤師会の理事選への立候補（1枠または2枠）
- ・ 埼玉県薬剤師会委員会への委員としての参画

③ 調査事業への関与協力

- ・ 各種（主に日病薬）調査（アンケート）の回収率向上。

④ G15 の件

- ・ 研修システムの導入検討
- ・ 埼玉県薬剤師会との G15 運営についての協議等

⑤ 健全運営の推進

収支予算書内訳表
2025年4月1日から2026年3月31日まで

【当期予算】

勘定科目	2025年度予算案	2024年度予算案	増減	備考
経常増減の部				
(1) 経常収益				
正会員会費	8,040,000	8,000,000	40,000	4,000円×2,010名
特別会員会費	440,000	480,000	△ 40,000	4,000円×110名
賛助会員会費	2,100,000	2,220,000	△ 120,000	30,000円×70名
事業収益				
研修事業収入	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	各研修会
広告収入	100,000	200,000	△ 100,000	
受取補助金等				
日病薬還付金	2,788,000	2,496,000	292,000	1,360円×2,050名
雑収益				
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	100,000	200,000	△ 100,000	
経常収益計	16,569,000	17,597,000	△ 1,028,000	
前期繰越収支差額	4,000,000	5,000,000	△ 1,000,000	
	20,569,000	22,597,000	△ 2,028,000	
(2) 経常費用				
事業費				
給与	2,030,000	3,100,000	△ 1,070,000	職員給与
会場使用料	300,000	300,000	0	委員会等会場設営
会議費	420,000	500,000	△ 80,000	
講演料	400,000	590,000	△ 190,000	
通信運搬費	760,000	760,000	0	
印刷費	2,700,000	2,700,000	0	会誌
消耗品費	280,000	280,000	0	
負担金	320,000	320,000	0	関東ブロック、薬事団体連合会
積立金	500,000	500,000	0	関東ブロック積立金
活動費	3,000,000	3,200,000	△ 200,000	
雑費	230,000	230,000	0	
	10,940,000	12,480,000	△ 1,540,000	
管理費				
給料手当	2,000,000	3,100,000	△ 1,100,000	職員給与
社会保険	250,000	0	250,000	
総会費	150,000	150,000	0	
理事会費	500,000	500,000	0	
役員会費	200,000	200,000	0	
旅費交通費	400,000	700,000	△ 300,000	出張費、職員通勤手当
通信運搬費	550,000	450,000	100,000	
備品費	89,000	87,000	2,000	
消耗品費	1,000,000	860,000	140,000	
光熱費	370,000	370,000	0	
印刷費	300,000	200,000	100,000	
賃借料	1,700,000	1,700,000	0	事務所賃料、リース代
交際費	200,000	200,000	0	関連団体、慶弔費
支払手数料	1,300,000	1,000,000	300,000	税理士、司法書士顧問料、労務士顧問料
雑費	600,000	580,000	20,000	
租税公課	20,000	20,000	0	
	9,629,000	10,117,000	△ 488,000	
経常費用計	20,569,000	22,597,000	△ 2,028,000	

第3号議案

実施要綱の改訂と実施要綱細則の制定

<骨子>

①実施要綱第2章（要綱p1）を、研修事業に関する条文と研修受講単位付与事業に関する条文に分けることとした。単位付与事業は第3章（要綱p3）として独立させることとした。

②企画、実施、評価に関して、本センターで実施する場合（実施小委員会）と研修会実施機関が実施する場合の手順を統一することとした。

（「実施小委員会の各部会及び研修実施機関は、」などと文言を入れた）

注）研修会等の企画・実施・評価について詳細な手順は、新たに作成した実施要綱細則に記載した。

③集合研修において「学会発表を除き、研修会等の講師には、担当時間20分以上の場合に、別途1単位を付与する。」は廃止とした。（要綱第6条（1）集合研修）

④CPCが認証する研修プロバイダーの研修受講単位を発行しない研修会への参加に対して研修受講単位の申請があった場合は、「その他の研修」として取り扱うこととした（要綱p3第6条（4））。その手順を実施要綱細則（p4～5）に記載した。

⑤研修会の企画・実施にあつては、「研修会企画・開催計画書（様式8）」などの必要書類を8週間前までに提出（細則p1第2条（1））することとした。また、企画小委員会では、書類提出後14日以内に開催の可否を判断（細則p2第3条）することとした。

（これは、日病薬への単位申請は1か月以上前に行わなければならないため、逆算にてこのように考慮した）

⑥様式1～9に関しては、研修項目について、要綱の内容と突合して訂正をした。企画書に対する企画小委員会が行う評価事項と研修会終了後の評価小委員会が行う評価事項を明確にし、記録として残す形として追記・訂正を行った。

埼玉県薬剤師生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱

第1章 総則

(総則)

第1条 埼玉県薬剤師生涯研修センター（以下、「本センター」という）は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下、「本会」という）定款第3条に定める目的を達成するため、同定款第4条に定める事業を行うにあたり必要な事項を埼玉県薬剤師生涯研修センター研修認定薬剤師制度実施要綱として定める。

第2章 研修事業 および研修受講単位付与事業

(研修内容)

第2条 本センターが実施する研修内容は、薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要なものとし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基礎薬学(調剤、製剤、医薬品情報、処方解析、副作用・相互作用、医薬品管理、医薬品開発・治験、薬理学、薬理学以外の基礎薬学)
- (2) 実践薬学(疾病・薬物療法、公衆衛生、漢方薬・生薬、感染制御、栄養療法、医療安全、医療コミュニケーション、セルフメディケーション、フィジカルアセスメント、病棟・外来薬剤業務、チーム医療・多職種連携、地域医療・在宅医療・プライマリケア)
- (3) 倫理・制度(医療倫理、医療関連法規、保険制度、医療行政)
- (4) その他(教育・研究、マネジメント、医療経済、災害医療)

(研修の形式)

第3条 本センターが主催、共催、後援する研修会・講演会・勉強会・学会等（以下、研修会等という）の形式は以下のとおりとする。

(1) 研修会等の開催方法は、以下のとおりとする。

- ① 会場集合型研修・・・会場に集合して行う研修会等
- ② WEB 即時配信型研修・・・インターネットを利用した即時配信型の研修会等
- ③ ハイブリッド型研修・・・会場集合型研修および WEB 即時配信型研修を併用する研修会等
- ④ オンデマンド配信型研修・・・主に学術大会・学会等において収録され研修内容を後日インターネット等 を 利用して受講者に配信して行う研修会等

(2) 研修会等の研修方法は、以下のとおりとする。

- ① 座学研修・・・主に講演者が一方向に講演等を行う研修会等
- ② 実習研修・・・実技演習等を主に研修する研修会等
- ③ ワークショップ形式もしくはスモールグループディスカッションを主たる研修手法として行う研修会等

- (3) 上記のほか、本会の理事会の承認のもとにセンター長が認めた場合に、上記以外の方法による研修会等を実施できる。

(研修会参加費)

第4条 本センターが主催する研修会等を行うにあたって、参加者から研修会参加費（以下、研修会費という）を徴収することができる。この研修会費は会場費、講師料、運営費等の研修会運営に充てる。

- (1) 研修会費はセンター長が特段に定める場合のほか、以下の金額とし、研修会等の案内ポスター等において周知する。
- (2) 研修会費は、原則として会員と非会員の区分に分け、以下の金額とする。
- (3) 会員とは、本会の正会員および特別会員とするが、センター長が特に認めた場合は、研修会等の共催・後援団体等の会員を会員の区分に入れることができる。
- (4) 薬学実務実習生（薬剤師免許を有する者は除く）が実務実習期間内に実習先の薬剤師と共に研修会等に参加する場合は、その薬学実務実習生の研修会費は、センター長が特に認めた場合を除き、原則として無料とする。

研修の時間	会員の参加費	非会員の参加費
90分以上 180分未満	1,000 円	2,000 円
180分以上 270分未満	2,000 円	4,000 円
270分以上 360分未満	3,000 円	6,000 円
360分以上（ただし、複数日にわたる研修会等は適用しない）	4,000 円	8,000 円

- (5) 事前申し込みを必須とする研修会等においては、参加申込者から事前に研修会費を徴収する。この場合において、参加申込者が研修会等の当日に不参加となった場合でも、事前に徴収した研修会費は返金しないものとする。ただし、研修会等が主催者の都合により中止となった場合は、参加者に返金できる。

(研修会の実施)

第5条 本センターが主催する研修会等の企画・実施・評価について以下のように定める。

- (1) 企画小委員会は、研修会等の事前評価を行い研修会等の質を担保する。事前評価は、研修会を企画する実施小委員会の各部会が「研修会企画・開催計画書」【様式8】を企画小委員会に提出し、審査を受ける。
- (2) 実施小委員会の各部会は、研修会等の実施に必要な準備および実施・運営を行う。また、研修会等の実施後に「研修会終了報告書」【様式9】を評価小委員会に提出する。
- (3) 評価小委員会は、研修会等の終了後に提出された「研修会終了報告書」【様式9】などをもとに事後評価を行う。評価小委員会は研修会等の質を担保するため、必要に応じて企画小委員会に対し、研修会等の事前評価に関する助言等を行う。

第3章 研修受講単位付与事業

（研修受講単位の付与）

第6条 本センターは、公益社団法人 認定薬剤師制度認証機構（以下、CPC という）が認証した研修プロバイダーであり、CPC の認証による研修受講単位を以下の基準により付与する。ただし、単位の付与にあたっては、受講者が研修内容を正しく受講したことが確認できるよう必要な措置をとることとする。この受講状況の確認については、研修終了後に評価小委員会において審査を行い、妥当性が認められない場合は研修受講単位を付与しない。

（1）集合研修

前条に定める会場集合型研修・WEB 即時配信型研修・ハイブリッド型研修を集合研修という。集合研修は、講演等の時間90分あたり1単位とし、1日あたり最大4単位を上限とする。複数日にわたって行われる研修会等の場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。~~なお、学会発表を除き研修会等の講師には、担当時間20分以上の場合に別途1単位を付与する。（廃止）~~また、他の学会・薬剤師会等の研修制度に合致した研修会等の場合には、その研修制度の研修受講単位を付与することもできる。ただし、同一の研修会または、学術集会等における同一の研修内容において研修受講単位は重複して付与しない。

（2）オンデマンド配信型研修

前条に定めるオンデマンド配信型研修は、講演等の時間90分あたり1単位とする。ただし、同一の研修会または、学術集会等における同一の研修内容において、集合研修とオンデマンド配信型研修の研修受講単位は重複して付与しない。

（3）グループ研修

集合研修およびオンデマンド配信型研修に該当しない小規模な研修（病院内・病院グループ内・大学内・地域等の研修会等）で本センターが審査にて認めたものをグループ研修という。グループ研修は、2時間で1単位とし、1日4単位を上限とする。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修時間の1時間単位での積算を認める。

（4）その他の研修

上記のほか、第2条に定める研修内容に合致する研修会等について、本センターの評価小委員会において審査を行い、妥当性が認められた場合は研修受講単位を付与する。

（研修受講単位の請求）

第7条 研修受講単位は、研修会等の受講者が以下に定める方法により本センターに請求する。本センターは、研修会等の受講者で研修受講単位の付与に必要なすべての手続きが完了した者に対して研修受講単位を付与する。

（1）集合研修およびオンデマンド配信型研修では、研修会等終了後、その研修会で指定された成果報告書を提出した者に研修受講単位の付与を行う。ただし、オンデマンド配信型研修においては、研修時間中に提供された複数のキーワードを提出することで、成果報告書の提出に代えることができる。

- (2) グループ研修及びその他の研修は、研修会終了後、下記書類を提出して受講者が研修受講単位を請求する。本センターは、請求に基づいて評価小委員会で審議した上で、研修受講単位を受講者に付与する。

ア：研修受講単位請求書【様式4】

イ：プログラムまたはポスター（写し）

ウ：研修受講単位請求時の研修レポート【様式5】

（1回の研修につき300字以上）

エ：受講を証明するもの

（研修会実施機関）

第8条 本センターが主催、共催、後援する研修会等のほか、本センターが認証する研修会等の実施団体（以下、研修会実施機関という）が、第2条に定める研修内容および第3条に定める研修の形式で実施する研修会等を実施することで本センターの研修受講単位を発行することができる。

- (1) 薬剤師の資質向上を目的としている学術団体・職域団体等で、本センターの定める書式にて登録申請を行い、認証を受けることで本センターの研修会実施機関となることができる。

ア：研修会実施機関登録等申請書【様式7】

イ：団体規約（または会則等）

ウ：団体役員名簿（3名以上）

エ：会員名簿

- (2) 本センターは研修会実施機関の登録申請書に基づいて当該団体の研修会実施状況を評価小委員会で審議および評価の上、「研修会実施機関登録証」を発行する。なお、「研修会実施機関登録証」には原則期限を設けないこととするが、研修実施機関での研修会開催状況や研修内容について、「研修会開催計画書」や「研修会終了報告書」等で評価を行い、目的にそぐわない場合には登録を取り消すことができる。

- (3) 研修会開催前の手続きについて以下に定める。

- ①主催または共催する研修会について開催予定日3週間前までに以下の文書等を提出して申請を行う。

ア：「研修会企画・開催計画書」【様式8】

イ：研修会開催告知文書（ポスター）

ウ：研修受講単位の申請料（納入先第17条（3）参照）

- ②研修会実施機関が集合研修会を開催する時の研修受講単位の申請料は次のとおりとする。

研修会参加人数	1研修会あたりの金額
50名まで	1,500円
51～100名まで	3,000円
101～300名まで	5,000円
301～1000名まで	10,000円
1001名以上	10,000円に 1,000名ごとに10,000円追加

- ③本センターは申請内容を企画小委員会において事前審査を行う。
- (4) 研修会実施機関は、研修会終了後2週間以内に「研修会終了報告書」【様式9】と、研修会等の参加者名簿を本センターの評価小委員会に提出し、事後評価を受ける。
- (5) 評価小委員会は研修会等の質を担保するため、必要に応じて企画小委員会に対し、研修会等の事前評価に関する助言等を行うとともに、研修会実施機関に対しても、必要な助言等を行う。

第4章 生涯研修認定薬剤師の認定事業

(生涯研修認定薬剤師の認定)

第9条 本センターは次条以降に定める認定要件を満たした者に対し、本センター評価小委員会において審議の上で、埼玉県薬剤師生涯研修センター生涯研修認定薬剤師（以下、研修認定薬剤師という）として認定する。

(認定要件)

第10条 研修認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次の各号に定める認定要件をすべて満たした場合に評価小委員会での審査を経て、センター長が認定する。

- (1) 日本国の有効な薬剤師免許を有すること。
- (2) 次条以降に定める必要な研修受講単位を取得していること。
- (3) 第18条に定める研修認定薬剤師の取り消し事由に該当しないこと。
- (4) 次条に定める期間内に認定申請に必要な申請料を支払い、認定申請に必要な書類等を提出すること。
- (5) 新規の認定申請の場合は、必要な単位を取得後原則3か月以内に申請すること。更新の場合は更新前の認定終了日の2か月前から3か月後までの期間に、それぞれ必要な認定申請を行うこと。

(認定申請に必要な研修受講単位数)

第11条 研修認定薬剤師の新規認定および更新認定は、次条に定める研修受講単位について以下の単位数を取得した場合に行う。

- (1) 新規の認定には最初の単位取得日より4年以内に、40単位を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。
- (2) 新規認定後の更新認定は、3年ごとに更新を受けねばならない。更新認定には、30単位以上を取得すること。ただし、毎年5単位以上を取得すること。

(認定対象となる研修受講単位の範囲)

第12条 研修認定薬剤師の認定に必要な研修受講単位については、以下のとおり定める。なお、本センターの発行する研修受講単位のほか、他のCPCが認証する研修プロバイダーが発行する研修受講単位も対象とする。

- (1) 集合研修において付与された研修受講単位は、1日4単位を上限として認める。複数日にわたって行われる場合は2日間6単位、3日間以上の場合9単位を上限として認める。

- (2) オンデマンド型研修および他の **CPC が認証する研修プロバイダー** が実施しているインターネットを利用した通信講座による研修（以下、e ラーニング研修という）において付与された研修受講単位は、**初回認定の場合は最初の単位取得日、更新認定の場合は前回の認定を受けた日**より年間 5 単位を上限として認める。なお、同一の学術集会・学会等における集合研修とそのオンデマンド型研修の単位については、同一の研修内容でなければ、それぞれの単位を上限の範囲で認める。
- (3) グループ研修において付与された研修受講単位は、**初回認定の場合は最初の単位取得日、更新認定の場合は前回の認定を受けた日**より年間 5 単位を上限として認める。
- (4) その他の研修
その他の研修については、個別に評価小委員会にて審議する。

（研修の記録）

第 13 条 研修の記録および単位取得の証明は次の通り定める。

(1) 研修の記録

本センターが**定める「薬剤師研修記録」**（以下「**研修記録**」）に**研修受講単位を貼付または添付**することにより記録とする。

(2) 単位取得の証明

研修受講単位を**貼付または添付した研修記録**をもって単位取得の証明とする。

（特別の事由による認定期間の延長）

第 14 条 認定期間内において、下記の特別の事由により所定の単位取得ができなかった場合又はできないと見込まれる場合、申請により原則 1 年を限度として認定期間の延長を認める。

- (1) 特別の事由とは、妊娠出産、疾病による長期入院、および長期海外出張等やむを得ないものをいう。ただし、**特別の事由**により研修会に参加できなかった**期間中**に取得した研修受講単位は認定の対象外とする。
- (2) 特別の事由で期間を延長したい場合は「認定に係る特別の事由による期間延長について」【様式 3】を、出産の場合は**母子健康手帳**の 1 ページ目を、疾病などの場合は診断書等の写しをそれぞれ添付して本センターに申請すること。

（認定申請の手続および認定証等の発行）

第 15 条 研修認定薬剤師の新規および更新認定の手続を次の通り定める。

- (1) 第 10 条の要件を満たした場合、下記の書類等の提出にて本センターに対して研修認定薬剤師の認定申請をすることができる。
- ア：生涯研修認定薬剤師新規・更新申請書【様式 1】
- イ：**認定**申請時の研修レポート【様式 2】
- ウ：薬剤師免許証（写し）（新規申請の場合）
- エ：前回認定時の認定証（写し）（更新申請の場合）
- オ：第 13 条 (1) の**研修の記録**
- カ：第 17 条の費用を納めたことが分かる書類

- (2) 研修認定薬剤師の新規認定日は原則【様式 1】申請書内の「申請日」とする。
- (3) 研修認定薬剤師の認定期間は新規の場合は原則、申請時に提出された **研修記録** において研修終了とした日の翌日より 3 年間とする。更新の場合は認定期間満了日の翌日から 3 年間とする。
- (4) 本センターは研修認定薬剤師申請書の内容を評価審議のうえ、研修認定薬剤師と認定し、「生涯研修認定薬剤師名簿」に記載し、「生涯研修認定薬剤師証」を交付する。なお、**委員本人が申請者の場合には当該審査に関与しないこととする。**
- (5) 本センターの審議で **認定されなかった場合は**、認定申請者にただちに結果を通知する。その後、認定申請者から不服申し立てがあった場合は **必要に応じてセンター長が理由を開示する。**
- (6) 「生涯研修認定薬剤師名簿」は本センターのホームページで一般に公開する。名簿の公開に同意できない者は認定薬剤師として認定しない。
- (7) 認定手続き時、「生涯研修認定薬剤師証カード」希望者には下記の書類等の提出にて「生涯研修認定薬剤師証」とともにこれを交付する。
- ・ 公的機関が発行する顔写真入りの証明書の写し
 - ・ 第 17 条の費用及び写真（カラー顔写真）

（認定証の再交付）

第 16 条 「生涯研修認定薬剤師証」の再交付手続を次のとおり定める。

(1) 本センターは研修認定薬剤師が「生涯研修認定薬剤師証」を汚し、破損または紛失した場合、また氏名変更があった場合、再交付することができる。

(2) 前項の申請を行うとき、本センターに「生涯研修認定薬剤師証再交付申請書」【様式 6】を提出することとし、第 17 条の手数料を納めるものとする。

（研修認定薬剤師の申請費用）

第 17 条 研修認定薬剤師の申請費用とその納入方法を次のとおり定める。

(1) 「生涯研修認定薬剤師証」のみの申請費用は次のとおり **とする。**

認定手数料	10,000 円
更新手数料	10,000 円
再交付手数料	3,000 円

(2) 「生涯研修認定薬剤師証カード」の申請費用は次のとおり **とする。**

生涯研修認定薬剤師証カード (写真入り、ホルダーつき)	1,400 円
--------------------------------	---------

ア：申し込み時、写真（カラー顔写真、縦 4cm×横 3.5cm）を同封すること

イ：「生涯研修認定薬剤師証カード」には写真のほか、氏名、薬剤師名簿登録番号、初回認定日、認定期限が記入される。

(3) 費用等は現金または、下記の銀行口座への振り込みで本センターに納入することとする。なお、納入に関しての手数料等は本人負担とする。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 （一社）埼玉県病院薬剤師会

(研修認定薬剤師の取り消し)

第18条 次の各号に該当する者は研修認定薬剤師の認定を取り消す。ただし、認定を取り消そうとするときは予め、当該者にその旨を通知する。また、当該者より求めがあった時は、本センターはその者の意見を聞く機会を設けることができる。

- (1) 薬剤師の資格を失った者
- (2) 薬事に関し犯罪または不正行為があった者
- (3) 薬剤師法第8条の規定による懲戒処分を受けた者
- (4) 不正な手段により、研修受講単位を取得した者
- (5) 不正な手段により、研修会等の参加費、認定申請料等の納入を免れようとした者
- (6) 本会ならびに本センターの業務に関し、妨害行為を行った者
- (7) その他、薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

第5章 実施要綱の改定

(実施要綱の改定)

第19条 本実施要綱の改定については本会の理事会の承認を経て施行する。

附 則

本実施要綱は、平成23年6月23日より施行する。

- 一部改正 平成24年6月28日
- 一部改正 平成25年8月22日
- 一部改正 平成27年2月26日
- 一部改正 平成27年10月27日
- 一部改正 平成28年10月18日
- 一部改正 令和2年12月15日
- 一部改正 令和5年3月14日

令和5年3月14日の一部改正に伴う本研修センターの研修認定薬剤師の認定要件については、令和5年9月30日までに申請された研修認定薬剤師の認定申請については、改定前の認定要件での認定を認める。ただし、令和5年4月1日以降に新規に取得した単位については、改定後の要件を適用するものとする。

- 一部改正 令和6年4月1日

令和6年4月1日の一部改正により、本センターの名称を埼玉県病院薬剤師会生涯研修センターから埼玉県薬剤師生涯研修センターに改称、認定薬剤師の名称を埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター生涯研修認定薬剤師から埼玉県薬剤師生涯研修センター生涯研修認定薬剤師に改称する。また、改称以前の研修受講単位および研修認定薬剤師は、改称後においても有効期限まで有効とし、改称前の研修受講単位等の名称は改称後の名称に読み替えて使用できるものとする。

- 一部改正 令和6年5月14日
- 一部改正 令和7年●月●●日

埼玉県薬剤師生涯研修センター 研修認定薬剤師制度 実施要綱細則

(総則)

第1条 本細則は、埼玉県薬剤師生涯研修センター研修認定薬剤師制度実施要綱に基づき、埼玉県薬剤師生涯研修センター（以下、本センターという）の運営に必要な事項を定める。

(研修会の企画)

第2条 実施要綱第3条および第8条に定める本センターが企画・実施する研修会等および研修会実施機関が実施する研修会における企画の手続きを以下のとおり定める。

(1) 実施小委員会の各部会または、研修会実施機関は、研修会等を開催する予定の日の8週間前までに、次の書類を企画小委員会に提出する。

ア)「研修会企画・開催計画書」【様式8】

イ) 開催ポスター（添付書類）

ウ) 研修受講単位の申請料（研修会実施機関の場合）

(2) 前項の提出にあたり、次の事項に留意する。

ア)「企画担当委員会名」「実施責任者」「研修会名称」「研修開催日」「研修会開催場所」「研修内容」について記載する。

イ)「研修会名称」は継続している研修会については「第〇回～」と記載する。

ウ)「研修会開催場所」については、実施要綱第3条に定める開催方法ならびに研修方法、会場集合型研修の場合は開催場所を記載する。

エ)「研修指標について」は、実施要綱第2条に定める項目から1つ以上選択する。

オ) 研修受講単位の発行を希望する場合は、発行する研修プロバイダーの規則等に応じて必要な項目を充足するよう企画する。

カ)「P04として」は、日本病院薬剤師会（以下、日病薬）の薬学認定薬剤師の履修項目と行動目標（別添）に従い、該当する領域を記載する。
ただし、この領域は日病薬への申請後に変更される場合がある。

キ) 研修受講単位の発行を希望する場合の研修時間は、必要な時間を十分に満たすよう企画する。ただし、製品紹介やあいさつなどの時間は研修時間に含まれないので留意すること。また、日病薬の研修受講単位の発行を希望する場合は、同じ領域で必要な時間を確保する必要があることに留意すること。

ク)「参加定員」については、会場の大きさを考慮すること。また、WEBを利用した研修会等については、使用するWEBシステムの上限を超えないこと。

ケ)「参加費」については、実施要綱第4条に定める額とする。ただし、特別な事情がある場合は、事前にセンター長に助言を求めること。

コ) 本センターが発行する以外に研修受講証明書が必要な研修受講単位の発行を希望する場合は、「受講証明書等の発行について」の欄にその旨を記載すること。

サ) ポスター（添付書類）は、企画した実施小委員会の部会（及び研修会実施機関）が作成し、「研修会企画・開催計画書」に添付して提出すること。

ポスターには研修会等の参加者が当該研修会等を受講することで得られる内容や研修会等の目的を記載すること。

（研修会等の開催承認）

第3条 実施要綱第5条に定める事前評価は、企画小委員会が提出された書類をもとに次のとおり事前評価を行い、書類提出後14日以内に開催の可否を判断する。承認されなかった研修会等は開催できないものとする。ただし、開催計画を変更して再申請することは妨げない。

（1）研修会等の開催予定日を決めるにあたり、研修会等を企画する実施小委員会の各部会は、事前に事務局に候補日を伝え、他の研修会等と重複しない日とする。原則として、本センターが主催・共催・後援する複数の研修会等を同日に実施することは認めない。ただし、研修会実施機関が開催する研修会についてはこの限りでない。

（2）企画小委員会は、研修会等の内容について、「講演テーマ」「講演内容」「全体的な印象」「今後の業務に役立つか」の各項目について評価し、研修会事前評価報告書に意見等を記載する。特に、評価の指標として、実施要項第2条に定める薬剤師業務を遂行する上で必要な保健・医療・福祉に関する知識・能力・技能を啓発高揚するために必要な研修内容であることに留意する。

（3）研修会等の開催方法ならびに研修方法が、適切で合理的な研修形式であることを評価し、研修会事前評価報告書に意見を記載する。特に、会場集合型研修の開催については、その必然性などに留意する。

【研修会事前評価報告書】

提出日(西暦) 年 月 日
埼玉県病院薬剤師会生涯研修センター

講演テーマについて	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
講演内容について	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
全体的な印象	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
今後の業務に役立つか	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
意見:				
企画委員会 事前評価者氏名				

（4）企画小委員会が研修会等の企画が不適切と判断したときは、企画した実施小委員会の担当部会および研修会実施機関に是正を求める。同一の研修会等の企画が是正された際は、あらためて企画小委員会で事前評価を行う。

（研修会等の準備）

第4条 実施要綱第5条第2項に定める実施小委員会の担当部会および研修会実施機関は、埼玉県病院薬剤師会事務局（以下、事務局という）と綿密に連携し、研修会等の開催に向けて必要な準備を行う。また、事務局は以下の準備を行

う。

(1) 研修会等の広報は、以下の媒体を通じて行う。

- ア) 埼玉県薬剤師生涯研修センターのホームページ
- イ) 研修会申し込み・参加費事前決済のホームページ
- ウ) 埼玉県病院薬剤師会の広報媒体
- エ) 上記の他、理事会で定めた広報媒体

(2) 研修会等の受講者に、本センターが発行する研修受講単位以外の単位を発行する場合は、以下の必要な申請手続きを行う。

ア) 日病薬の日病薬病院薬学認定薬剤師(P04)の申請は、日病薬の研修管理システム(HOPESS)において、必要な手続きを日病薬の定める期日までに事務局が行う。

イ) 日病薬の専門領域の研修受講単位の申請は、日病薬の定める方法により、事務局が単位申請を行う。

ウ) 日本薬剤師研修センターの専門領域における研修受講単位の申請は、埼玉県薬剤師会との共催において、埼玉県薬剤師会に申請手続きを依頼する。

エ) 次の各専門学会等の研修受講単位を申請する場合は、各専門学会等の規則に従い、実施小委員会の各部会または研修会実施団体の担当者を通じて単位申請を行う。

- ・ 日本精神薬学会
- ・ 日本臨床腫瘍薬学会
- ・ 日本褥瘡学会
- ・ 日本静脈経腸栄養学会
- ・ 日本緩和医療薬学会
- ・ 日本糖尿病療養指導士
- ・ 上記のほか、理事会で承認された専門学会等

(3) 研修会等の開催場所およびオンライン開催時のWEBシステムの予約・準備については、事務局がその手続きを行う。研修会実施機関についてはその限りではない。

(4) 研修会等の申し込みおよび参加費の徴収方法は、理事会で承認された方法で行うものとし、原則として事前申し込みおよび事前にオンライン決済による参加費の徴収を行う。オンライン申し込み手続きおよび参加費の徴収に必要なオンライン決済ツールの設定や手続き等は事務局が行う。研修会実施機関についてはその限りではない。

(5) 研修会等の開催後に受講者が提出する成果報告書等の収集および研修受講単位の発行に必要な情報の収集にあたっては、原則としてWEBフォームを利用するものとし、事務局が事前にそのWEBフォームを準備する。

(研修会等の実施)

第5条 実施要綱第5条第2項の研修会等の実施にあたって、実施小委員会の各部会および研修会実施機関の責任下で以下の事項に留意して研修会等を実施する。

(1) 研修会等の開催にあたり、必要な人員を確保する。必要に応じて他の部会に助言や応援を求めるなどし、研修会等の実施に支障の無い運営をするよう努める。

(2) 会場集合型研修にあつては、天変地異や感染症の流行等の状況を十分に考

慮し、開催の可否を判断する。また、受講者の受講状況を適正に把握・管理する。

- (3) 本センターの研修受講単位を発行する研修会等においては、研修会等の主たる研修内容を受講した時間が所定の時間以上受講した者を研修受講単位の発行の対象とする。これらの時間に、製品紹介やあいさつ等の時間は含まれないものとする。

(研修会等の終了後の手続き)

第6条 研修会等の開催後、研修会等を行った実施小委員会の部会および研修会実施機関は、すみやかに「研修会終了報告書」【様式 9】を評価小委員会に提出する。評価小委員会は提出された研修会終了報告書をもとにすみやかに事後評価を行うが、必要に応じて研修会等で使用した演者のスライド等の研修内容が分かる書類またはデータの提出や、受講確認の具体的な方法についての説明を求めることができる。なお、事後評価においては、次の事項に留意する。

- (1) 研修会等の研修内容は、事前評価の際の内容と相違ないこと
- (2) 研修内容が実施要綱第2条に定める研修項目に相違ないこと
- (3) 研修会等の開催方法や研修方法に問題はないこと
- (4) 受講者の受講確認の方法に問題はないこと

(研修受講単位の発行手続き)

第7条 本センターが研修受講単位を発行する研修会等において、評価小委員会が事後評価を行い承認された場合は、実施要綱第6条および第7条に定める要件を満たした受講者に対し、本センターは研修受講単位を発行する。ただし、次の事項に留意する。

- (1) 集合型研修およびオンデマンド配信型研修で提出する「成果報告書」とは、研修会で指定されたものとし、研修会開催日の3日後までにオンライン提出する。
- (2) 事務局は提出された成果報告書またはキーワード等と、受講者名簿等をもとに、研修受講単位の発行の対象者をリストアップし、評価小委員会に報告する。
- (3) 事務局は評価小委員会での事後評価が終了してから研修受講単位を発行する。ただし、事前に発行準備をすることは差し支えない。
- (4) 事務局は、研修会等が終了したあと、WEB フォームに収集した対象者の情報を実施小委員会の部会担当者に提供する。その情報をもとに各学会等へ研修受講単位の申請は、実施小委員会の部会担当者が行う。

(本センターが主催・共催する研修会等以外の研修受講単位の発行)

第8条 本センターが主催・共催する研修会等以外が発行する研修受講単位の発行にあたっては、各研修受講単位の発行要件に従い、要件を満たした受講者に対し研修受講単位の発行申請の手続きを行う。また、研修受講単位の取得のために受講証明書等が発行が必要な場合は、各研修受講単位の発行団体に適した受講証明書を発行する。

(その他の研修)

第9条 CPC が認証する研修プロバイダーの研修受講単位を発行しない研修会等を受講した場合は、実施要綱第6条第4項に定めるその他の研修として取り扱い、研修受講単位の付与を希望する者は、実施要綱第7条第2項に提示する書類を研修センターに提出することにより請求する。評価小委員会は、提出された書類により審議を行い、研修受講単位を受講者に付与できる。

(細則の改定)

第10条 本細則の改定は、理事会の承認を得て改定する。

(付則)

令和7年●月●日 制定

別添 日病薬の薬学認定薬剤師の履修項目と行動目標

I. 医療倫理と法令を順守する

医療専門職として、背景となる制度・法律を理解し、全人的視点に立って患者に寄り添う医療支援を提供する。

I-1	薬剤師の使命と責任	生命の尊さを認識し、臨床現場における生命倫理の重要性を理解する。
I-2	医療制度	質の高い医療を提供するため、医療に関する制度を理解する。
I-3	法令順守	質の高い医療を提供するため、薬剤師業務に関わる法律を理解する。

II. 基本的業務の向上を図る

最新の医薬品情報などをもとに、適正な処方監査と調剤、医薬品管理など、薬剤師の基本的業務を推進する。

II-1	調剤	患者情報を収集し、薬歴に基づいた処方監査、疑義照会を経て、調剤し交付する。
II-2	製剤	ガイドライン等に準拠し、必要な院内手続を経て、品質を保証した製剤を供給する。
II-3	医薬品情報	適正使用のための医薬品情報を収集・評価し、適切に情報提供する。
II-4	医薬品管理	医薬品の適正使用を目的として、品質の確保など法に則り適正な医薬品等の管理・供給の役割を担う。
II-5	マネジメント	業務の適正化、職能拡大のために経営的視野を含めたマネジメント力を養成する。
II-6	教育・研究	質の高い医療人養成を目指した実務実習を支援し、医療の高度化、多様化に対応できる研究マインドをもつ。

III. チーム医療を実践する

医療における薬剤師の役割を理解し、その専門性を踏まえて、多職種と協働し、個々の患者に最適な薬物療法を支援する。

III-1	病棟・外来業務 (医療コミュニケーション)	患者に最適な薬物療法を提供するため、治療効果の向上と副作用の防止に努め、チーム医療を実践し、患者の利益に貢献する。
III-2	連携	薬剤師の役割を理解し、職種間・施設間で協働して薬物療法を支援する。

IV. 医療安全を推進する

安全管理の方策を身に付け、患者及び医療スタッフにとって安全な医療を遂行する。

IV-1	リスクマネジメント (医薬品安全管理)	医療事故は日常的に起こり得ることを認識し、適切な情報を基にした医薬品の安全使用をはじめ、安心・安全な医療を実践する。
IV-2	感染制御・管理	消毒薬、抗菌薬の適正使用など、感染制御・管理を通じて安全で適切な環境作りを支援する。

V. ファーマシューティカルケアを実践する

疾病を理解し、個々の患者の病態に応じた、適切な薬物療法を提供する。

V-1	医薬品（製剤）特性	医薬品（製剤）の特性を理解し、適切な薬物療法を支援する。
V-2	疾病・薬物療法	疾病と病態を理解し、適切な薬物療法を支援する。
V-3	患者特性	患者特性に応じて、適切な薬物療法を支援する。

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

生涯研修認定薬剤師新規・更新申請書（新規・更新は該当するところを○で囲む）

実施要綱第10条の認定要件を全て満したので申請致します。

申請者氏名	ふりがな 氏名：
生 年 月 日	（西暦） 年 月 日
研修認定薬剤師証送付先 住所	自宅・勤務先（どちらかを○で囲む） 〒 所属施設名
連絡先電話番号	自宅 携帯 勤務先（○で囲む） TEL
1. 提出書類など （○で囲む）	申請書（本紙） 研修記録 認定申請時の研修レポート【様式2】 薬剤師免許証コピー 前回の認定証コピー 申請料払い込み用紙コ ピー
2. 取得単位	単位
3. 薬剤師名簿登録番号	
4. 薬剤師名簿登録年月日	昭和・平成・令和（○で囲む） 年 月 日
5. 勤務先の分類 （○で囲む）	1. 病院 2. 薬局 3. 診療所 4. 製薬企業 5. 医薬品卸売業 6. 教育 7. 行政 8. その他（ ）
6. 所属施設名	
7. 研修認定薬剤師証カード希望 （○で囲む）	有り （カラー写真、背景無地、縦4cm×横3.5cmを1枚同封） 無し
8. 申請料納入 （該当番号を○で囲む）	下記の申請料を振り込み、「払込兼受領書」の写しを裏面に貼付すること 1. 研修認定薬剤師証のみ（10,000円） 2. 研修認定薬剤師証と研修認定薬剤師証カード（11,400円） ※振込先 埼玉りそな銀行 北浦和支店（普）口座番号 4163659 埼玉県病院薬剤師会

- ・記録や**研修受講単位**の貼付は開催された年月日順で行うこと。
- ・新規申請は4年間以内に40単位以上の取得が必要。ただし毎年5単位以上取得のこと。
- ・更新申請は3年間に30単位以上の取得が必要。ただし毎年5単位以上取得のこと。
- ・**オンデマンド型研修およびeラーニング研修により付与された研修受講単位は、年間5単位を上限とする。**
- ・**研修記録**の「単位取得集計表」を記入のこと。開始年月日は最初の研修日となる。
- ・**研修記録**の最終頁にある申請者情報を必ず記入のこと。
- ・特別の事由で認定期間を延長する場合、【様式3】を添付のこと。
- ・本申請において不備が認められた時、認定不可となる場合がある。

申請日（西暦） 年 月 日

＜ 認定申請時の研修レポート ＞

※本紙を認定申請時必ずすべての項目を記入の上、提出してください。

今回の認定申請までに研修した内容について報告します。

申請者

今回の研修認定までに研修した項目は以下の通りです。（○で囲む）

A	基礎	A1 調剤・製剤	A2 医薬品情報	A3 処方解析	A4 副作用・相互作用
		A5 医薬品管理	A6 医薬品開発・治験	A7 薬理学	
		A8 薬理学以外の基礎薬学	A9 その他()		
B	実践	B1 疾病・薬物療法	B2 公衆衛生	B3 漢方薬・生薬	
		B4 感染制御	B5 栄養療法	B6 医療安全	
		B7 医療コミュニケーション	B8 セルフメディケーション	B9 フィジカルアセスメント	
		B10 病棟・外来薬剤業務	B11 チーム医療・多職種連携		
		B12 地域医療・在宅医療・プライマリケア	B13 その他()		
C	倫理・制度	C1 医療倫理	C2 医療関連法規	C3 保険制度	C4 医療行政
D	その他	D1 教育・研究	D2 マネジメント	D3 医療経済	D4 災害医療

①今回の研修期間中に、学んだこと(簡条書き不可)

②今回の研修期間中に、学べなかったこと(簡条書き不可)

③今回の研修期間中で業務に活かしたこと(簡条書き不可)

④今後、業務で活かしたいと考えていること(簡条書き不可)

【様式 3】

申請日（西暦） 年 月 日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

＜認定に係る特別の事由による期間延長について＞

生涯研修認定薬剤師の認定（新規・更新 回）において、下記事由により所定単位が取得できなかったため期間の延長をお願い致します。

＜申請者＞	
氏 名（自署）	
生年月日	（西暦） 年 月 日 生
薬剤師名簿登録番号	
勤務先の分類（○で囲む）	
1. 病院 2. 薬局 3. 診療所 4. 製薬企業 5. 医薬品卸売業	
6. 教育 7. 行政 8. その他（ ）	
研修会に参加できなかった理由	
研修会に参加できなかった期間	
（西暦）	年 月 日 より
	（西暦） 年 月 日 まで
（合計 年 か月間）	

添付書類 ・ 出産等の場合は母子健康手帳 1ページ目のコピー

・ 疾病等の場合は診断書のコピー

注 意： 本状は生涯研修認定薬剤師の認定において、定められた期間に特別の事由により所定単位が取得できなかったため延長をお願い出るものです。

申請日（西暦） 年 月 日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

<研修受講単位請求書>

実施要綱第7条に基づき、受講単位を請求いたします。

<申請者>

氏 名（自署）

生年月日

（西暦） 年 月 日

薬剤師名簿登録番号

受理書等送付先

自宅・勤務先住所（○で囲む）

電話番号

自宅・勤務先（○で囲む）

<研修情報>

1. 研修会の名称と実施機関名

2. 講師氏名と所属

3. 研修目的・課題・教材名など

4. 研修項目（○で囲む）

A	基礎	A1 調剤・製剤	A2 医薬品情報	A3 処方解析	A4 副作用・相互作用
		A5 医薬品管理	A6 医薬品開発・治験	A7 薬理学	
		A8 薬理学以外の基礎薬学 A9 その他()			
B	実践	B1 疾病・薬物療法	B2 公衆衛生	B3 漢方薬・生薬	
		B4 感染制御	B5 栄養療法	B6 医療安全	
		B7 医療コミュニケーション	B8 セルフメディケーション	B9 フィジカルアセスメント	
		B10 病棟・外来薬剤業務	B11 チーム医療・多職種連携		
		B12 地域医療・在宅医療・プライマリケア B13 その他()			
C	倫理・制度	C1 医療倫理	C2 医療関連法規	C3 保険制度	C4 医療行政
D	その他	D1 教育・研究	D2 マネジメント	D3 医療経済	D4 災害医療

4. 研修日および期間

（西暦） 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 実質研修時間（休憩などを除く）

時間 分

6. 請求単位

単位

7. 添付資料

①プログラムまたはポスターの写し

②受講を証明するもの（名札、名簿、修了証、参加費領収証などの写し）

8. 研修成果

様式5を本紙に添付する

内容は研修でどのようなことを学び、理解したかということが重要で感想文は不可とする。

＜研修受講単位請求時の研修レポート＞

申請日(西暦) 年 月 日

実施要綱第7条に基づき、研修受講単位の請求に必要な研修レポートとして、下記のとおり提出します。

申請者

＜注意事項＞

研修レポートの内容は実施要綱第7条に定めるとおり、研修会等で学んだことや今後の業務に活かせることなどを下記にワープロ入力で記載すること。(手書きでのレポート提出は認めません)また、単なる感想文や研修内容の概要のみの記載、箇条書き等は研修レポートとして認めません。

(1回の研修につき 300 字以上)

研修を受けた日:(西暦) 年 月 日

研修会等の名称:

研修レポートの内容(以下に入力してください)

申請日 (西暦) 年 月 日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

＜生涯研修認定薬剤師証再交付申請書＞

実施要綱第16条に基づき、生涯研修認定薬剤師証再交付をお願い致します。

＜申請者＞

氏 名 (自署)
生年月日 (西暦) 年 月 日
薬剤師名簿登録番号
受理書等送付先 自宅・勤務先住所 (○で囲む)
電話番号 自宅・勤務先 (○で囲む)

1. 認定登録番号
2. 再交付申請理由
3. 手数料 手数料として3,000円を下記へ振り込み「振り込み受領証」を下記の指定欄に貼付のこと。 埼玉県りそな銀行 北浦和支店 普通 4163659 埼玉県病院薬剤師会

「振り込み受領証」貼付欄

--

申請日（西暦）

年

月

日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

＜研修会実施機関登録等申請書＞

項目	内容
申請内容	当てはまるところを○で囲んでください。 1. 新規登録 2. 登録内容変更 3. 登録削除
研修会実施機関名称	正式名を記入してください。
研修会実施機関コード	※この欄は未記入で申請すること
代表者氏名	
事務所連絡先	住所〒 施設名 TEL FAX E-Mail
団体種別	下記のいずれかに属する場合は○で囲んでください。 それ以外は必要事項を記入してください。 1. 日本薬剤師会 2. 日本病院薬剤師会 3. 日本学校薬剤師会 4. 日本女性薬剤師会 5. 日本製薬団体連合会 6. 日本医薬品卸勤務薬剤師会 7. 大学・同窓会 8. 学会 9. 法人（具体的に) 10. 医療機関（具体的に) 11. 任意団体（会則・役員名簿・会員名簿）

【研修会企画・開催計画書】

【様式8】

提出日(西暦) 年 月 日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

下記のとおり研修会等を実施したいので、企画・開催計画書と必要な添付書類を提出いたします。

企画小委員会での事前評価をお願いいたします。

企画担当委員会名 研修会実施機関名				
実施責任者 (所属施設名・氏名)				
研修会名称				
研修会開催方法	☐ 会場集合型 ☐ WEB即時配信型 ☐ ハイブリッド型 ☐ オンデマンド配信型			
(会場集合型の場合) 会場集合型とする理由				
研修会開催日時	(西暦) 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (オンデマンド配信の場合) (西暦) 年 月 日 ~ 月 日			
研修会開催場所 および定員	☐ 会場集合型の場合、開催場所と定員を記載(複数の会場で行う場合はそれぞれ記載) (例:ソニックシティ 9階906会議室:90名) ☐ WEB即時配信型の場合、使用するWEBシステムと配信拠点を記載 (例:WEBシステム:埼病薬のZoom、参加予定人数:100人、配信拠点:埼病薬事務局) WEBシステム: 参加予定人数: 配信拠点: (配信拠点が埼病薬事務局の場合)事務局に来る合計人数: 人			
研修会等の目的・意義・企画意図等				
研修内容※ (複数記入可)	演者1 演題名 演者1 演者所属 演者1 演者名 演者1 講演予定時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	演者2 演題名 演者2 演者所属 演者2 演者名 演者2 講演予定時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	演者3 演題名 演者3 演者所属 演者3 演者名 演者3 講演予定時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	総合討論等の予定時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
埼玉県薬剤師生涯研修センター(G15)単位希望	☐ G15単位希望	下記研修項目のうち該当するものにチェック(複数可)	希望単位数:	
研修項目	A 基礎	☐ 調剤・製剤 ☐ 医薬品管理 ☐ 薬理学以外の基礎薬学	☐ 医薬品情報 ☐ 医薬品開発・治験 ☐ その他()	☐ 処方解析 ☐ 薬理学 ☐ 副作用・相互作用
	B 実践	☐ 疾病・薬物療法 ☐ 栄養療法 ☐ フジカルアセスメント ☐ 地域医療・在宅医療・プライマリケア	☐ 公衆衛生 ☐ 医療安全 ☐ 病棟・外来薬剤業務	☐ 漢方薬・生薬 ☐ 医療コミュニケーション ☐ チーム医療・他職種連携 ☐ その他 ()
	C 倫理・制度	☐ 医療倫理	☐ 医療関係法規	☐ 保険制度 ☐ 医療行政
	D その他	☐ 教育・研究	☐ マネジメント	☐ 医療経済 ☐ 災害医療

日本病院薬剤師会 病院薬学認定薬剤師(P04)単位希望	☐ P04単位希望	領域および単位	領域:	単位数:	
日本病院薬剤師会【専門領域】の単位希望	☐ 日病薬専門領域単位希望	領域および単位	領域: ☐ がん、 ☐ 感染、 ☐ 妊婦、 ☐ 精神、 ☐ HIV	単位数:	
その他の研修受講単位の発行希望	单位名称:				
	発行団体名:				
	単位数:		受講証明書の発行:		☐ なし ☐ あり
	発行団体受理番号等:				
	備考:				
参加費※	会員:	円	非会員:	円	円
添付書類※ ☐ にチェック	☐ 案内ポスター ☐ 講師依頼状 ☐ 他団体研修単位申請書 ☐ その他				

<以下は記載しないで提出のこと>

【研修会事前評価報告書】

講演テーマについて	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
講演内容について	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
全体的な印象	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
今後の業務に役立つか	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	4.全く不適切
意見:				
企画小委員会 事前評価者氏名				

【研修会終了報告書】

【様式9】

提出日(西暦) 年 月 日

埼玉県薬剤師生涯研修センター長 殿

下記のとおり研修会等を実施したので、下記のとおり研修会終了報告書を提出いたします。

評価小委員会での事後評価をお願いいたします。

企画担当委員会名 研修会実施機関名				
実施責任者 (所属施設名・氏名)				
研修会名称				
研修会開催日時 (実施結果を記載)	(西暦) 年 月 日 時 分 ~ 時 分			
	(オンデマンド配信の場合) (西暦) 年 月 日 ~ 月 日			
研修会開催場所 および参加人数 (実施結果を記載)	□会場集合型の場合、開催場所と参加人数を記載(複数の会場で行う場合はそれぞれ記載) (例:ソニックシティ 9階906会議室:90名)			
	□WEB即時配信型の場合、使用するWEBシステムと配信拠点を記載 (例:WEBシステム:埼病薬のZoom、参加予定人数:100人、配信拠点:埼病薬事務局)			
	WEBシステム:		参加人数:	
	配信拠点:			
講演時間 (実施結果を記載)	演者1 講演時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	演者2 講演時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	演者3 講演時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
	総合討論等の時間	時 分 ~ 時 分 (分間)		
埼玉県薬剤師生涯研修センター(G15)単位	□G15単位希望		単位発行人数:	
日本病院薬剤師会 病院薬学認定薬剤師 (P04)単位	□P04単位希望		単位発行人数:	
日本病院薬剤師会【専門領域】の単位	□日病薬専門領域 単位希望	領域:□がん、□感染、□妊婦、□精神、□HIV	単位発行人数:	
その他の研修受講単位の発行	単位名称:			
	発行団体名:			
	単位発行人数:		受講証明書の発行:	□なし □あり
	備考:			
参加人数合計	埼玉県病院薬剤師会会員:	人	非会員:	人
予算収支 (事務局記載)	参加費収入:	円		
	会場費:	円	係交通費等:	円
	単位発行経費:	円	その他費用:	円

<以下は実施者が記載して提出のこと>

【研修会事後評価報告書】

運営について				
受付	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
会計	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
司会	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
座長	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
講演者	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
参加者アンケート	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
参加費	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
講演について				
テーマ	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
講演内容	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
講演資料	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
研修参加者について				
研修態度	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
参加者からの質問	4.とても適切	3.適切	2.やや不適切	1.全く不適切
実施者意見:				
<評価小委員会が記載>				
意見:				
評価小委員会 事後評価者氏名				

第4号議案

一般社団法人日本病院薬剤師会 第69回 通常総会報告

開催日：令和6年6月15日（土） 12時30分より16時30分

場 所：AP新橋 Aルーム（3階）

出席者：町田充、多田幸子、近藤正巳、新井成俊

議事：

一、協議事項

第一号 令和5年度事業報告（案）

第二号 令和5年度決算報告（案）

第三号 名誉会員の委嘱

第四号 役員の選任について
質疑・採決

二、報告事項

第一号 令和5年度監査報告

第二号 令和6年能登半島地震の対応について

第三号 病院薬剤師確保の取り組みについて

病院薬剤師確保の取組みの手引き（Ver 2.0）の公表について

病院薬剤師確保に関する説明会 WEB（令和6年5月14日開催）について

第四号 求人・求職システムについて

第五号 令和6年度病院薬剤部門の現状調査

第六号 病院薬剤師の労働条件等調査結果

年収、勤務条件等に関する調査（令和5年10～11月実施）

第七号 令和6年度日病薬表彰の選考結果

日本病院薬剤師会賞（1名）、病院薬学賞（2名）、日本病院薬剤師会功労賞（6名）

第八号 令和5年度学術奨励賞の選考結果
5名

第九号 令和5年度江口記念がん優秀論文賞・活動賞の選考結果
優秀論文賞（1名）、優秀活動賞（1グループ）

第十号 第7回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forumについて
質疑

四、質問・要望（11件）

一般質問（6件）：埼玉県、神奈川県、新潟県

埼玉（「コメディカル」等の呼称について→法律、厚労省では使用しておらず、日病薬もそれに従う）

埼玉（自己注射指導における規制緩和について→現行制度で可能な指導の実施率が十分とは言えない状況）

埼玉（生涯学習における指標（指針）について→P04における研修カリキュラムが該当）

神奈川（法定人員の見直しについて→都道府県が地方の状況により定めること

となっており、日病薬として一律に要望することはない)

神奈川（薬剤師助手の活用に対する診療報酬上の評価について→病院薬剤師の不足、処遇改善を求めている状況で、薬剤師以外の者の確保を助長するようなことはしない)

新潟（転院・転所先の施設との連携促進について→関連委員会が手引きや事例集を発表している)

要望事項（5件）：北海道、埼玉県、千葉県、愛媛県

北海道（日病薬誌のPDF化について→電子化の要望があり経費節減にもなるが、電子化に馴染まない記事や紙媒体の要望もあり、検討が必要)

北海道（製薬企業が卸を限定する場合、自社ウェブサイト公表するよう要望できないか→一社流通の場合は、医療機関、薬局に丁寧に説明し安定供給に努めることとなっており、説明が不十分な場合は厚労省の窓口相談できる)

埼玉（医薬品の供給問題に対して関連学会と連携し情報発信を→厚労省等と連携し、必要な場合は実施している)

千葉（病院からの保険薬局の指定について→現状法令下では困難だが、患者の求めに応じて、患者の自由な選択をサポートする等の対応は可能)

愛媛（後発医薬品使用体制加算のカットオフ値の見直しについて→見直しは困難だが、通知により医薬品供給不足については対応がなされた)

五、その他

一般社団法人日本病院薬剤師会 第70回 通常総会報告

開催日：令和7年2月22日（土）13時30分より16時30分

場 所：AP新橋 D・Eルーム（4階）

出席者：町田充、多田幸子、近藤正巳、新井成俊

議事：

一、協議事項

第一号 令和7年度事業計画（案）

第二号 令和7年度予算（案）

第三号 定款細則の改正

会員管理システム導入に伴う改正

質疑・採決

二、報告事項

第一号 日病薬創立70周年記念式典の開催について

令和7年10月18日（土）東京マリオットホテルにて開催

（式典の前に令和7年度地方連絡協議会を開催）

第二号 病院薬剤師確保の取り組みについて

病院薬剤師確保の取組み（修学資金貸与等）の手引き（Ver2.0）

都道府県の医療計画における奨学金制度

求人・求職システム

第三号 令和8年度診療報酬改定の対応について

令和8年度診療報酬改定要望（たたき台）

重点要望事項

医療従事者の処遇改善

転院、転所時の薬剤関連情報の連携に関する評価

病棟薬剤業務実施加算の要件緩和

保険薬局との入院時の連携に関する評価

救急外来における薬剤業務の評価

医薬品の安定確保対策への評価

一般要望事項

バイオ後続品の適正使用・使用促進に関する評価

周術期薬剤管理加算の算定対象拡大

外来腫瘍化学療法診療料の算定対象拡大

無菌製剤処理料の要件緩和、算定対象拡大

退院後在宅移行初期管理料

医療DXに対応する体制の確保

薬剤総合評価調整加算の薬剤調整加算における要件緩和

薬剤師の外来業務

保険薬局との外来における連携に関する評価

令和6年度診療報酬改定特別調査の集計結果

第四号 令和5年度病院薬剤部門の現状調査の集計結果

8,070施設（会員施設6,194 非会員施設1,876）

回答率42.7%（会員施設51.9% 非会員施設12.3%）

第五号 タスク・シフト/シェアに関する検討特別委員会の活動について

薬剤師から薬剤師以外へのタスク・シフト/シェアに関連する取り組み事例収集

第六号 日病薬誌の電子版発行について

令和8年1月より電子書籍アーカイブの形式で発行

紙媒体については発行しない方向で検討

第七号 第8回日本病院薬剤師会 Future Pharmacist Forumについて

令和7年7月12日（土）～8月11日（月・祝）

質疑

三、ブロック代表質問（3地区）

関東地区、近畿地区、九州山口沖縄地区

関東

1. 医薬品の譲渡（融通）について→同一法人内は可能だが、経営母体が異なる場合は販売業の許可が必要であり、法改正を伴う
2. 後発医薬品使用体制加算におけるカットオフ値の臨時的取扱いの継続と、後発品の品質問題について→カットオフ値については、診療報酬改定要望に入っている。日薬連による自主点検報告について、その結果や、軽微な相違であるといった認識に批判が出ている
3. 会員管理システムについて、薬剤師名簿登録番号未登録者の表記をダミー番号にできるか、また、交付金の減額はあるか→ダミー番号導入は可能、交付金は減額しない

近畿

1. 研修会参加費用の値下げについて→財政的には困難。赤字の研修会もあり、研修会によって対応を分けることもできかねる。コロナ禍の際のような、事情を考慮した値下げはありうる
2. 外来における薬物療法支援の対象範囲拡大について→診療報酬改定要望に入っている

九州山口沖縄

1. P04と専門領域とで単位取得に必要な研修時間を統一できないか→P04はCPCの基準に準じており、専門領域はより高度な内容が必要ということで条件を設定した。今後、検討する
2. ベースアップについて→特別調査では、ベースアップ評価料未算定施設が20%あった（理由は未調査）。継続の要望については、他団体とも足並みをそろえる
3. 地域フォーミュラリについて→日病薬としては現状を把握していない。今後、現状調査等で調査するかは検討

(5) その他